

令和5年度文化芸術振興活動費助成金

< 讃岐の伝統文化保存振興枠 >

本県固有の伝統文化や暮らしの文化を次世代に継承できるよう、その保存や普及啓発、情報発信などに取り組む団体による文化芸術活動を支援するため、新たに、従来の助成金とは別に「讃岐の伝統文化保存振興枠」を設けました。

I 実施主体 地域で活動している文化芸術団体や民俗芸能の保存団体等

○ 次の要件を満たす団体であること。

- ・香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- ・一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかな団体であること。
- ・明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。
- ・活動が完遂できると認められること。

※ 次の団体には助成金を交付しない。

- ・国又は地方公共団体が1/2以上の出資等を行っている団体
- ・政治、宗教、営利を目的とする団体及び活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した団体
- ・前年度に助成金を交付した団体(構成員、活動趣旨・内容等を総合的に勘案した場合に、これと同一と代表理事が判断した団体を含む。)

II 助成対象活動・助成額

助成対象活動		助成額
文化芸術 アクティビティ	県内各地域固有の伝統文化や暮らしの文化(以下「讃岐の伝統文化」という。)を次世代に継承できるよう、その保存や普及啓発、情報発信などに取り組む文化芸術活動	助成対象経費の2/3以内 5万円以上100万円以下

III 対象事業 (讃岐の伝統文化※を題材とする次の区分の事業を対象とする)

区分	取組内容(例)
① 讃岐の伝統文化の保存事業	・民俗芸能のお囃子等の採譜 ・多方向からの演舞の記録や衣装・道具の映像保存 ・伝統工芸品の製作風景の映像保存 など
② 讃岐の伝統文化の後継者育成事業	・後継者育成のための講習会、交流事業 ・地域づくりを担う人材の育成につながる文化講座やシンポジウム ・讃岐の伝統文化を知る・学ぶ・体験できるなどのワークショップや講座の開催 など
③ 讃岐の伝統文化の普及・啓発事業	・民俗芸能、伝統行事、伝統工芸等の体験会・ワークショップ ・活動分野の異なる団体のコラボレーションによる舞台公演 ・讃岐の伝統文化の記録作品や再発見啓発作品、魅力発信作品コンテスト など

※讃岐の伝統文化: 民俗芸能、伝統行事・風習、伝統工芸・民具製作等、県内各地域固有の伝統文化や暮らしの文化

【助成対象外とする活動】

- ・政治、宗教、営利を目的とする活動及び活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した活動
- ・活動の実施に必要な経費のうち財団の助成金を除く額を調達できる見込みがない活動
- ・前年度に助成金を交付した活動
- ・県の助成金等の交付を受けて実施する活動
- ・国又は市町から1/3以上の助成を受けて実施する活動
- ・県外で実施される活動
- ・特定の会員等だけを対象とするコンクールやワークショップ、講習・講座、講演、鑑賞事業等

IV 助成対象経費

区分	主な内容
賃金	会場整理、警備、もぎり等の活動の実施に必要な人件費
報償費	講師、出演者等の活動の実施に必要な謝金、謝礼
旅費	講師、出演者等の移動に要する運賃等の旅費
需用費	ワークショップ等の材料、事務用品等の消耗品、プログラム、ポスター等の印刷製本費等の活動の実施に必要なもので、比較的短期間でその効力を消費するもの
役務費	郵便代等の活動の実施に必要な通信運搬経費等、各種手数料
委託料	舞台装置委託料、会場設営委託料等の活動の実施に必要な委託料、映像記録の編集等制作委託料
使用料	公演活動等実施当日及び前日のリハーサルや準備に係る会場使用料、マイク等の付帯設備使用料、撮影機材・編集機材等のレンタル料
その他	上記に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの

詳細については、要領をご確認ください。

V 募集期間

令和5年7月26日(水)～ 8月23日(水) 17:00必着

VI 審査及び交付決定

審査: 令和5年8月下旬

外部有識者を含めた助成金審査委員会委員による審査を経て、採択事業を決定します。
なお、必要に応じてヒアリングを行います。



交付決定: 令和5年8月下旬(予定)

VII 申請書類提出先、お問合わせ先

公益財団法人 置県百年記念香川県文化芸術振興財団(香川県政策部文化芸術局文化振興課内)
TEL: 087-832-3782 FAX: 087-806-0238 E-mail: chiken@kagawa-arts.or.jp
ホームページ: <https://kagawa-arts.or.jp/>

※申請についての詳細条件や必要書類は、「文化芸術振興活動費助成金要領」をご確認ください。
要領や交付申請書様式等の関係書類は、上記ホームページ からダウンロードできます。
提出方法は、郵便又は持参にて行ってください。

